

基 発 1 0 2 8 第 1 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

過労死等防止対策推進法の施行について (抄)

過労死等防止対策推進法 (平成 26 年法律第 100 号。以下「法」という。) については、「過労死等防止対策推進法の公布について」(平成 26 年 6 月 27 日付け基発 0627 第 12 号) により、その趣旨及び内容を示したところであるが、今般、平成 26 年 10 月 17 日に「過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令」(平成 26 年政令第 339 号。以下「施行期日政令」という。別添 1) が公布され、これにより、法の施行期日は、平成 26 年 11 月 1 日とされた。また、「過労死等防止対策推進協議会令」(平成 26 年政令第 340 号。以下「協議会令」という。別添 2) についても、平成 26 年 10 月 17 日に公布され、法と同様に平成 26 年 11 月 1 日に施行することとされたところである。

これらの政令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、了知の上、法の施行に遺漏なきを期されたい。

なお、都道府県知事に対しては、「過労死等防止対策推進法の施行について」(平成 26 年 10 月 28 日付け基発 1028 第 2 号。別添 3) により通知したところであるので申し添える。

記

第 1 施行期日政令

法の施行期日は、平成 26 年 11 月 1 日とすること。

第 2 協議会令

1 委員の任期等 (第 1 条関係)

(1) 過労死等防止対策推進協議会 (以下「協議会」という。) の委員の任期は 2 年とするとともに、委員は再任されることが出来るものとすること。

(2) 協議会の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とすること。

(3) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

2 会長（第2条関係）

(1) 協議会に会長を置き、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから、委員が選挙すること。

(2) 会長の事務及び職務代理について定めること。

3 専門委員（第3条関係）

(1) 協議会に、専門委員を置くことができること。

(2) 専門委員は、過労死等に関する専門的知識を有する者の中から、厚生労働大臣が任命すること。

(3) 専門委員は、調査が終了したときは解任されること及び非常勤とすることを定めること。

4 議事（第4条関係）

協議会の定足数及び議決方法について定めること。

5 庶務（第5条関係）

協議会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において処理すること。

6 協議会の運営（第6条関係）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めること。

7 施行期日（附則関係）

この政令は、法の施行の日（平成26年11月1日）から施行すること。

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百三十九号

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

過労死等防止対策推進法の施行期日は、平成二十六年十一月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

過労死等防止対策推進協議会令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百四十号

過労死等防止対策推進協議会令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期等）

第一条 過労死等防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

（会長）

第二条 協議会に会長を置き、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、過労死等に関する専門的知識を有する者の中から、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第四条 協議会は、委員の三分の二以上又は次に掲げる委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

一 業務における過重な負荷により脳血管疾患若しくは心臓疾患にかかった者又は業務における強い心理的負荷による精神障害を有するに至った者及びこれらの者の家族又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として死亡した者若しくは当該精神障害を原因とする自殺により死亡した者の遺族を代表する委員

二 労働者を代表する委員

三 使用者を代表する委員

四 過労死等に関する専門的知識を有する委員

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、厚生労働省労働基準局
総務課において処理する。

(協議会の運営)

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手
続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会
長が協議会に諮って定める。

附 則

この政令は、過労死等防止対策推進法の施行の
日(平成二十六年十一月一日)から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎